

○山形大学工学部，大学院理工学研究科(工学系)及び大学院有機材料システム研究科におけるテニユアトラック教員のテニユア審査に関する規程

令和3年3月16日

改正 令和4年5月17日

(趣旨)

第1条 この規程は，国立大学法人山形大学におけるテニユアトラック制度に関する規程第11条に基づき，山形大学工学部，大学院理工学研究科(工学系)及び大学院有機材料システム研究科におけるテニユアトラック教員のテニユア審査(以下「審査」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(テニユア審査委員会)

第2条 テニユア審査委員会(以下「委員会」という。)は，人事委員会委員長を委員長とし，人事委員会委員を委員として組織する。

2 委員会には，前項に掲げる者のほか，審査を受けようとするテニユアトラック教員が担当する学科，コース及び専攻等を担当する教授の中から委員長が指名した者若干名を委員として加えることとする。

(テニユア審査)

第3条 委員会は，テニユアトラック教員の業績等を書類審査，面接等により総合的に評価し，テニユア付与の可否に係る審査を行う。

2 部局長は，前項の審査結果を受け，学長に報告するものとする。

(テニユア審査基準)

第4条 テニユア付与の可否に係る判断は，以下の項目全てについて優れていることをもって判断するものとする。ただし，委員会が，以下の基準により難いと認める者については，当該テニユアトラック教員の担当分野及び担当業務内容に応じて，委員会が別途定めるものとする。

(1) 教育能力：教育能力FD委員会ならびに配置先の学科等が実施する授業参観，授業改善アンケートおよび授業改善自己点検シート等により高い評価を受けていること。

(2) 研究能力：適任審査までに博士前期課程担当資格基準に定める査読付学術論文に相当する研究業績のうち5編(第5条第2項第2号に規定する審査の場合は3編)以上が山形大学着任後に受理された筆頭著者あるいは責任著者のものであること。

(3) 外部資金獲得実績：科学研究費補助金等により自立的に研究を遂行できる基盤的研究資金を獲得していること。

(4) 社会貢献：学会等における学術貢献活動および地域・国際貢献活動等の社会貢献に積極的であること。

2 前項の規程にかかわらず，第5条第2項第1号における審査においては，人事委員会が採用候補者の業績に基づき判断するものとする。

(テニユア審査実施時期)

第5条 審査は、採用日から起算して4年3月を経過した日から4年6月を経過する日までの3月間の期間内において実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、部局長が必要と認めた場合には、次の各号に掲げる審査を実施することができる。

(1) 採用時審査 採用時においてテニユア審査を行う。

(2) 3年目審査 採用日から起算して2年3月を経過した日から2年6月を経過する日までの3月間の期間内においてテニユア審査を行う。

3 委員長は、第1項及び前項第2号の審査を受けようとするテニユアトラック教員には、審査を実施する日を当該日の3か月以上前に通知するものとする。

(事務)

第6条 審査に係る事務は、米沢キャンパス事務部において遂行する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、テニユア審査に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 新規採用教員のスタートアップ支援制度に係る適任審査規程(平成28年4月12日制定)及び新規採用教員研修制度について(平成28年4月12日制定)は廃止する。

3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行前に前項の規程を適用する教員が在職しなくなるまでの間は、存続するものとする。

附 則(令和4年5月17日)

この規程は、令和4年5月17日から施行する。